
平成21年 第5回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成21年11月30日 (月曜日)

議 事 日 程 (1)

平成21年11月30日 午前9時59分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 第89号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 第90号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 町長提出議案 第91号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 町長提出議案 第92号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 益田美恵子	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 辻本 一夫
5番 小田 武人	6番 岡 夏子	7番 今井 保利	8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男

会計管理者	野口浩俊	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳	税務課長	入江真二
環境住宅課長	守田俊次	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	境 富雄	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前 9 時 59 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 13 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから、平成 21 年芦屋町議会第 5 回臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 120 条の規定により、5 番、小田議員と 8 番、川上議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 3、議案第 89 号から日程第 6、議案第 92 号について、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

いずれの議案も、本年度の人事院勧告に伴い、本年12月以降の期末・勤勉手当の支給率の引き下げを行い、今年度の年間支給率を国の水準と合わせるため、6月支給の超過分を12月の支給率で調整する内容となっております。

具体的には、議案第89号の「芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、議会みずからが、本年6月支給分で独自の引き下げを行っておられますので、12月での調整はしない旨、規定するものでございます。

議案第90号・91号の「芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び「芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を、国の指定職の率に準じて引き下げを行うものでございます。

議案第92号の「芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、職員の給料・住居手当の月額及び期末・勤勉手当の支給率の引き下げを行うとともに、4月から11月まで支給済みの給与の一部を12月期末手当の額で減額調整するため、所要の規定整備を行うほか、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、代替休を指定できる制度を新設するものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第3、議案第89号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第89号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第90号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第90号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第91号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第91号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第92号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第92号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第89号から日程第6、議案第92号については、別紙のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時58分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第89号から日程第6、議案第92号については、総務文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔朗 読〕

報告第19号

総務文教常任委員会各議案審査結果報告書

1、議案第89号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1、議案第90号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

1、議案第91号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

1、議案第92号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと
決定しました。

以上、報告します。

平成21年11月30日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第3、議案第89号から日程第6、議案第92号までの各議案について、順不同により討
論を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

議案第92号芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論
を行います。

今年の6月議会において、芦屋町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての討論におきまして、私は１２月議会に、１２月において提案されるだろう職員の一時金凍結については反対の立場を表明しますと明言しておりますので、反対の立場から討論を行います。

２００９年の人事院勧告は、財界、政府、人事院がつくりだしたと言える生活破壊の史上最悪水準の大幅賃金削減であり、到底容認できるものではありません。０９年の人事院勧告は財界及び当時の自公政権による総人件費抑制政策のもと、政治的圧力がかけられた中で出された勧告です。今回の職員の一時金凍結の案は、この人事院勧告をまともに検証もせず、国に準じて実施したものです。そもそも公務員労働者の賃金は一律に国基準を押しつけられるものではなく、それぞれの自治体が労使の交渉によって決定されるものです。１１月２６日の衆議院総務委員会では、政府がこの不当な勧告の実施を自治体に押しつけようとする事務次官通達を送ったことに対し、原口総務大臣は「地方のことは地方が決めることが基本だ」と答弁し、通知の撤回、見直しを表明しました。国に追従するのではなく、我が町のことは我が町で決める。自決権を行使することが今こそ強く求められています。人事院勧告による１９９８年からの一時金及び年間給与の引き下げ、給与構造改革による抑制、さらに、芦屋町の独自カットなどを加えると、芦屋町の公務員労働者に耐えがたい生活悪化をもたらせることになります。今回の人事院勧告は職場からの切実な生活改善の声に全く耳を傾けない労働基本権の代償性を放棄する不当なものであり、そのまま実施する法案が認められるものではありません。また、日本経済の全体から見ると、公務員給与の引き下げは民間中小企業の賃金を抑え込むことにつながり、景気の悪化、賃下げの悪循環を招き、デフレスパイラルを加速されるものとなり、国民生活にさらなる悪化をもたらすことになります。

以上の立場から、議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第３、議案第８９号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第８９号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第90号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第90号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第91号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第91号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第92号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第92号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、あわせて平成21年芦屋町議会第5回臨時会を閉会いたします。

午前11時06分閉会
